特定旅客自動車運送事業の許可に関するフロー

許可申請書の提出　　特定事業許可申請【道路運送法第４３条】

申請内容の確認（記載事項・添付書類）

【道路運送法第４３条第２項・道路運送法施行規則第２８条】

近畿運輸局に進達　　審査基準に基づく申請内容の事前審査

近畿運輸局審査基準

【平成１４年２月１日付け近運旅二公示第２１号】

許　可　処　分　　 標準処理期間申請から３ヶ月

【平成１４年１月１８日付け近運旅二公示第１６号】

許　可　書　交　付 運輸開始までの諸手続き、必要帳票類等の説明

登録免許税納付 登録免許税３０，０００円

運賃・料金届出 運賃及び料金設定届出【道路運送法第４３条の６】

営 業 開 始

運輸開始後の各種手続き

１．事業開始後の手続き

　　　　事業計画変更手続き

　　　　　・事業開始後、事業計画等の変更をするときは、法的手続きが必要です。詳しく

は運輸支局輸送部門にお尋ね下さい。

1. 認可（事前）

　・営業区域の変更

　・車庫の新設、廃止、位置変更、収容能力

1. 事前届

・営業所ごとに配置する事業用自動車の数及び増車・減車

・会員リストの変更、運賃変更

1. 事後届

　・主たる事務所の名称及び位置変更

　・営業所の新設、廃止、位置変更

・休憩施設の新設、変更、廃止（遅滞なく）

　　　　　　　・氏名、名称又は住所（遅滞なく）

　　　　　　　・代表権を有する法人事業者の役員又は社員（遅滞なく）

　　　　　　　　※代表権を有しない役員又は社員の変更については１年分を一括して届

出を行うことを可能とする。具体的には、前年７月１日から６月３０日

までの期間に代表権を有しない役員又は社員に変更があった場合は、毎

年７月３１日までに届出を行うものとする。

・事業の休止、廃止（３０日以内）

　　　　　　　・事故の報告

　　　　　　　・運行管理者の選任、又は解任（遅滞なく）　　検査整備保安部門へ届出

　　　　　　　・整備管理者の選任、又は変更（１５日以内）　（072-822-4374）

２．旅客自動車運送事業等報告規則に基づく報告について

　　　　①　定期報告

　　　　・輸送実績報告書（第５号様式）

　　　　　　毎年４月１日から３月３１日までの期間について、毎年５月３１日までに

２通提出

　　　　②　随時報告

・自動車事故報告書

（詳しくは検査整備保安部門へ届出072-822-4374にお問い合わせ下さい）

重大事故については、３０日以内に３通提出

死傷者が発生した場合等は、24時間以内に概要を電話等で速報